

👉 「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」

の名称を用いた活動」を行なう際の手続きについて

FCP情報共有ネットワーク登録事業者は、以下の手続きにより『「フード・コミュニケーション・プロジェクト」または「FCP」（以下「FCP」）』の名称を活用して、勉強会や研究会を開催したり、自社ビジネスを展開することができます。

これらの活動を行なう際には、FCPのロゴマークをぜひご利用下さい。

1. 「FCPの名称を用いた活動」開始時の手続き

「FCPの名称を用いた活動」を開始する際には、農林水産省に対して以下の手続きが必要となります。ただし活動参加者が、主催者の自社内に限られる場合は、本手続きは必須ではありません。

- (1) 「FCPの名称を用いた活動」の主催者は、活動を開始する前にFCP情報共有ネットワーク登録を行って下さい。
- (2) 「FCPの名称を用いた活動」を開始する前に、「FCP活動計画書」（様式1）を提出して下さい。
- (3) 活動開始後は少なくとも年に1回、毎年12月末までに、「FCP活動報告書」（様式2）を提出して下さい。
- (4) 活動終了時には、速やかに「FCP活動報告書」（様式2）を提出して下さい。

2. 「FCPの名称を用いた活動」の変更・中止の場合の手続き

「FCPの名称を用いた活動」開始時に提出いただいた「FCP活動計画書」（様式1）に記入いただいた内容に変更が生じた場合には、速やかに「FCP活動計画書」（様式1）を再提出して下さい。

また「FCPの名称を用いた活動」を中止する際には、中止後速やかに「FCP活動報告書」（様式2）を提出して下さい。

3. 「FCPの名称を用いた活動」を行なう際にご協力いただきたいこと

「FCPの名称を用いた活動」を行なう際には、FCPのロゴマークを使用するとともに、主催者は参加者に対して、FCP情報共有ネットワークへの登録を行うよう促して下さい。（なおロゴマークを使用するためには、「FCP活動計画」の届出とは別に、ロゴマークの使用申請が必要となりますのでご注意ください）

F C P の名称を用いた活動に関する F A Q

- (1) 「F C P 活動計画書」の提出が必須ではない「主催者の自社内での F C P の名称を用いた活動」とは、具体的にどの範囲を言いますか。
- 主催者の法人内部での活動にとどまるものを言います。
例として、自社内での企業内での勉強会や、自己点検作業などが挙げられます。
- (2) 「F C P の名称を用いた活動」を行なう際の参加者は、特に制限がないのですか。
- 特に制限はありません。ただし F C P の名称を用いた活動の参加者の中に、F C P 情報共有ネットワークへの登録をしていない参加者がいる場合は、活動の中で F C P 情報共有ネットワークへの参加登録を促してください。
- (3) 「F C P の名称を用いた活動」のテーマは自由に設定してよいのですか
- F C P の活動主旨にそったテーマに限られます。「F C P 活動計画書」の提出時に、農林水産省は活動テーマについて個別に確認を行うことがあります。
- (4) F C P 情報共有ネットワーク登録事業者に対して、「F C P の名称を用いた活動」の参加募集案内を行なうのにはどうすればよいですか。
- 個別に農林水産省（F C P 事務局）へご相談ください。
- (5) 「F C P の名称を用いた活動」に対して、農林水産省の参加を求めたい場合はどうすればよいのですか
- 個別に農林水産省（F C P 事務局）へご相談ください。
- (6) 「F C P の名称を用いた活動」で作成した著作物は発行してもよいのですか
- 「F C P の名称を用いた活動」で作成した著作物を発行することは可能です。ただし「協働の着眼点」や、これまでの「F C P 成果物」を利用した著作物を発行する際には、「協働の着眼点・利用規約」「F C P 研究会・分科会成果物利用規約」に基づき、発行前に農林水産省・F C P チームへ申請を行い、許諾を得る必要があります。
- (7) 営利目的で、F C P の名称を用いた活動を行なってもよいのですか？
- F C P の名称を用いて、営利目的の活動を行うことは可能です。営利目的での活動の例として、活動の成果物を使い、新たなサービスを提供したり、ツールを販売することなどが考えられます。

ただし農林水産省は、企業等が営利目的で提供するサービスおよび個別の商品の内容に責任は負いません。営利目的の活動は、各事業者の責任で実施してください。

- (8) 「FCP」の名称を語ったセールスや、勧誘を受けたのですが。
→ 「FCPの名称を用いた活動」は、各事業者が、自らの責任で行っているものです。農林水産省は、特定の商行為を斡旋することはありませんので、ご注意ください。
- (9) 「FCP活動計画書」を提出すれば、自由に活動を行なってもよいのですか。
→ FCPネットワーク参加規約・ロゴマーク使用規約を遵守の上、活動を行って下さい。以下のような場合、農林水産省は、「FCPの名称を用いた活動」の中止を求めるほか、必要に応じて法的措置を講じることがあります。
- ・ FCPの基本的な考え方に、明らかに反するような行為を行ったと認められるとき。
 - ・ 届出、報告内容と異なる活動が行なわれているとき。
 - ・ 虚偽の情報を提供するなど、ネットワーク参加者又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき。
 - ・ 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき
 - ・ その他、農林水産省が適切ではないと認めるとき
- (10) 「FCP活動報告書」はいつ提出すればよいのですか。
→ 少なくとも年1回、12月末までに提出してください。ただし活動を終了した場合、または活動を中止した終了した場合には、活動を終了・中止した時点で速やかに提出して下さい。
- (11) 「FCPの名称を用いた活動」の内容を変更する場合はどうすればよいですか。
→ 当初の「FCP活動計画書」提出内容から、活動内容や活動期間が変わった場合は、「FCP活動計画書」を再提出して下さい。